

岐阜県多胎児出生時 支援金のご案内

双子や三つ子などの多胎児を出産した方の
負担軽減を図るための支援金給付を開始します



支給額 多胎児1人につき10万円

支給対象 令和7年4月1日以降に生まれた多胎児

募集開始	令和7年7月15日（火）募集開始				
申請期間	多胎児の出生の日から6か月以内（消印有効） ※令和7年4月1日～令和7年7月14日に出生した方は、令和8年1月14日までを申請期間とします。				
対象児	令和7年4月1日以降に出生した多胎児であって、出生の日に岐阜県内に住所を有している方				
支給対象者 （申請者）	対象児を出産した母又はその配偶者であって、出生の日に対象児と同一の住所を有する方				
申請方法	①又は②の方法で申請してください。 ①オンライン申請 岐阜県ホームページに掲載のLogoフォームに必要事項を入力の上、 必要書類を添付して送信してください。 ②郵送による申請 岐阜県ホームページに掲載の申請書に記入し、必要書類を添付し郵送してください。 【岐阜県ホームページ】 トップページ＞子ども・女性・医療・福祉＞ 結婚・出産・子育て・女性＞母子保健＞多胎児出生時支援金について https://www.pref.gifu.lg.jp/page/432126.html 				
必要書類	提出書類の詳細は必ず岐阜県ホームページで確認してください。 ●<u>県が住民基本台帳ネットワークシステムを使用し、個人情報を確認することに同意する場合</u>（下記書類は写真での提出可） <table border="1"><tr><td rowspan="3">必須</td><td>①申請書兼請求書（オンライン申請の場合はフォームに入力）</td></tr><tr><td>②申請者本人の身分証明書の写し 運転免許証/マイナンバーカード(顔写真面のみ)等</td></tr><tr><td>③振込先口座の通帳の写し</td></tr></table> 母が申請者 ④母子健康手帳の写し 母以外が申請者 ⑤住民票の写し（申請者と対象児の続柄の記載のあるもの） ●<u>県が住民基本台帳ネットワークシステムを使用することに同意しない場合</u> 申請者がいずれかにかかわらず①～③の書類＋住民票（原本）の郵送が必須 ※その他に支給要件を確認するため、追加で資料を求める場合があります。	必須	①申請書兼請求書（オンライン申請の場合はフォームに入力）	②申請者本人の身分証明書の写し 運転免許証/マイナンバーカード(顔写真面のみ)等	③振込先口座の通帳の写し
必須	①申請書兼請求書（オンライン申請の場合はフォームに入力）				
	②申請者本人の身分証明書の写し 運転免許証/マイナンバーカード(顔写真面のみ)等				
	③振込先口座の通帳の写し				

問合せ先

岐阜県 子ども・女性部子育て支援課 母子保健係

TEL: 058-272-8477（月～金曜 9:00～17:00） E-mail. c11236@pref.gifu.lg.jp